

あけまして
おめでとう
ございます



山原 治

税理士
社会保険労務士
行政書士

税経労務通信

事務所

編集発行人

税理士 山原 治
社会保険労務士
行政書士
〒910-0003
福井市松本4-2-4
加藤ビル2F
TEL 0776(21)2470(代)
FAX 0776(24)3311
URL <http://www.yamahara-office.jp>
E-mail info@yamahara-office.jp

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

ワンポイント 同一生計配偶者

平成29年度税制改正で配偶者控除が見直され、「控除対象配偶者」(納税者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下)が、30年分以後の所得税から「同一生計配偶者」に名称変更するとともに、同一生計配偶者でも納税者の合計所得金額が1千万円超の場合は、配偶者控除の適用ができなくなりました。

1月の税務と労務

- 国 税/給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税/源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税/12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月22日)
- 国 税/11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月31日
- 国 税/5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税/2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合) 1月31日
- 地方税/固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税/給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務/労働保険料の納付(第3期分) 1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)